

監事は何を監査すべきか

—監査の実効性を高めるために—

令和元年8月30日

学校法人専修大学
常勤監事 今野健吾



1

監事研修会(新任監事対象) 目次

1. 監事の職務
2. 監査の態様
3. 監査計画・監査基準
4. 情報の収集
5. 監査の具体例
6. 監査のPDCA
7. これからの監査の視点
8. 監事としての心構え

1. 監事の職務

◆監事の職務(私立学校法)

私立学校法第37条第3項

監事の職務は、次のとおりとする。

- 一 学校法人の業務を監査すること。
- 二 学校法人の財産の状況を監査すること。
- 三 学校法人の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後二月以内に理事会及び評議員会に提出すること。
- 四 第一号又は第二号の規定による監査の結果、学校法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを所轄庁に報告し、又は理事会及び評議員会に報告すること。
- 五 前号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して評議員会の招集を請求すること。
- 六 学校法人の業務又は財産の状況について、理事会に出席して意見を述べること。

3

◆監事の職務(寄附行為)

学校法人専修大学寄附行為第21条

第21条 監事は、次の各号に掲げる職務を行う。

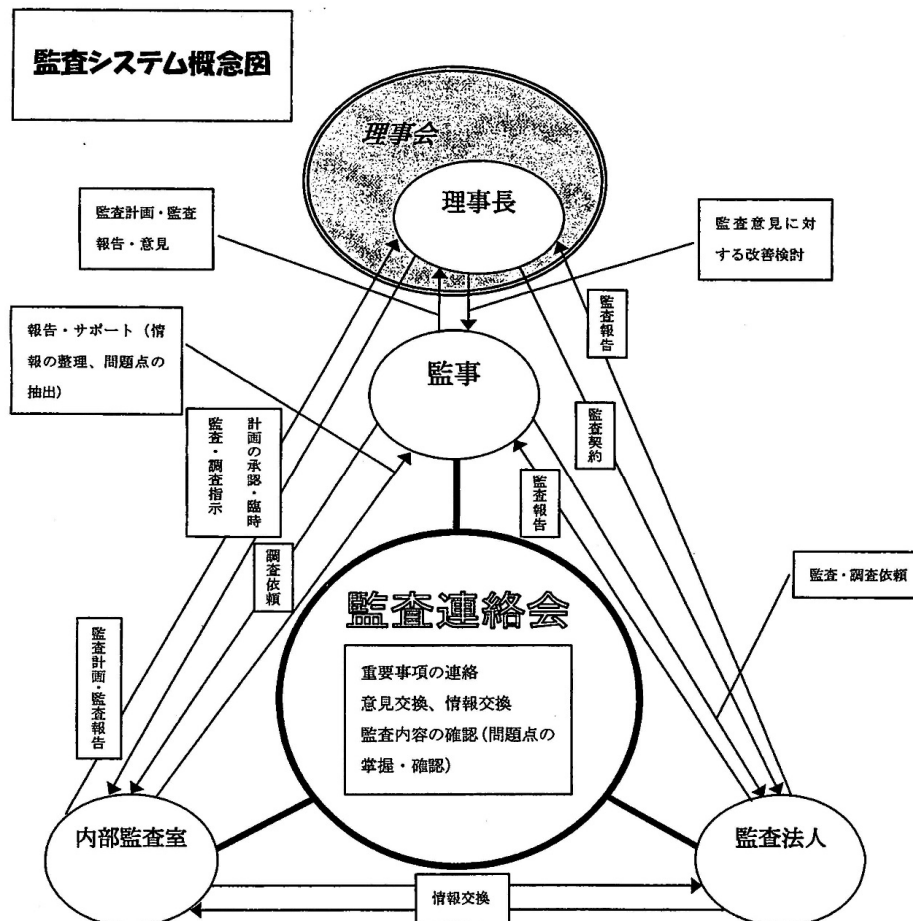
- (1) この法人の業務を監査すること。
- (2) この法人の財産の状況を監査すること。
- (3) この法人の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2月以内に理事会及び評議員会に提出すること。
- (4) 第1号又は第2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを文部科学大臣に報告し、又は理事会及び評議員会に報告すること。
- (5) 前号の報告をするために必要があるときは理事長に対して評議員会の招集を請求すること。
- (6) この法人の業務又は財産の状況について、理事会に出席して意見を述べること。

4

2. 監査の態様

- 三様監査の相違点
- 三様監査の役割
- 三様監査の連携

5



6

◆ 三様監査の相違点

	内部監査(監査室)	監 事	外部監査(公認会計士)
利用目的	理事長・理事への貢献	社会への貢献	所轄庁への貢献 (社会への貢献)
監査主体	内部監査人(職員/学外)	監事(学内/学外)	監査法人・会計士 学外の公認会計士
資 格	特定の資格なし	特定の資格なし	公認会計士の資格
法 規 制	なし(任意)	私立学校法	私立学校振興助成法
報告書宛先	理事長	理事長	理事長
選 任	理事長	評議員会で候補者選出、理事長選任	理事長
独 立 性	理事長直属	理事・評議員兼務の禁止	利害関係者の禁止
監査項目	業務監査、会計監査、 システム監査	業務監査、会計監査、 システム監査	財務諸表の正確性・適法性
役割・目的	理事長の命を受け、理事会が決定した計画・方針に従って、かつ法人の諸規程に沿って全ての業務及び予算が適正・妥当に執行されているか否かを理事長に代わって精査	私立学校法に基づいて、学校法人財政の基盤確立等に寄与することであり、このため、学校法人の業務の執行状況及び財産の状況について、その適正性のみならず、妥当性・合目的性の視点から監査	私立学校振興助成法に基づいて、主に適法性の観点から会計処理が適正に行われ、かつ、財務諸表が正しく計算されているか否かの監査
対象区分	業務の種類別	業務の種類別	勘定科目別、取引フロー別
監査種類	定期監査・臨時監査	期中監査・期末監査	決算期・中間決算期
監査手法	重点志向	問題項目に重点志向	大口のサンプリング
準拠基準	学内内部監査規程	寄附行為	公認会計士協会基準
実施時点	事後的・事前的	事前的・事後的	事後的

7

3. 監査計画・監査基準

— 監査の着眼点 —

- 監査計画
- 監査基準
- 監査の着眼点

法令・通知

中長期計画

ステークホルダー

8

4. 情報の収集

- ホームページ
- 公文書
- 決裁文書
- 社会情勢(新聞報道等)

9

◆社会情勢(新聞報道等)と監査の視点

1. 平成26年8月 災害
「気象庁は、22日、広島市北部で大規模土砂災害を引き起こした20日未明の猛烈な雨や、今月上旬の台風11号や12号による記録的な大雨などを併せて「平成26年8月豪雨」と命名したと発表した。」(日本経済新聞)
2. 平成30年8月 障害者雇用
「中央官庁が雇用する障害者数を水増ししていた問題で、厚生労働省は、28日、各省庁を再点検した結果、計3460人分が国のガイドラインに反して不正に算入されていたと発表した。」(日本経済新聞)
3. 平成31年1月 入試
「文部科学省の私立大支援事業をめぐる汚職事件や、医学部入試で女子受験生らを不利に扱うなどしたことが発覚した*****大学に対し、日本私立学校振興・共済事業団は22日までに、2018年度の私立大学等経常費補助金を全額交付しないと決めた。」(時事ドットコム)
4. 令和元年6月 留学生
「約1600人の留学生が所在不明となっていた*****大学に対し、文部科学省などが11日、研究生の受け入れを当面停止するよう指導した。」(日本経済新聞)
5. 令和元年6月 労務
「*****大学が教職員約200人の残業代計約9000万円を支払わず、*****労働基準監督署が労働基準法に違反するとして昨年8月に是正勧告していたことが11日、大学の取材で分かった。」(産経WEST)

10

5. 監査の具体例

○ 学長のリーダーシップ(学校教育法の改正)

○ 通勤手当(所得税法)

○ 研究助成制度(学内規程)

11

◆ 学校教育法及び国立大学法人法の一部を改正する法律 及び学校教育法施行規則及び国立大学法人法施行規則 の一部を改正する省令について(通知)

[平成27.4.1 施行]

第一 改正の趣旨

大学が、人材育成・イノベーションの拠点として、教育研究機能を最大限に発揮していくためには、学長のリーダーシップの下で、戦略的に大学を運営できるガバナンス体制を構築することが重要である。今回の改正は、大学の組織及び運営体制を整備するため、副学長の職務内容を改めるとともに、教授会の役割を明確化するほか、国立大学法人の学長又は大学共同利用機関法人の機構長の選考に係る規定の整備を行う等の所要の改正を行ったものである。

第二 改正の概要

1. 学校教育法の一部改正

(1) 副学長の職務(第92条第4項関係)

副学長の職務は、これまで「学長の職務を助ける」と規定されてきたが、学長の補佐体制を強化するため、学長の指示を受けた範囲において、副学長が自らの権限で校務を処理することを可能にすることで、より円滑かつ柔軟な大学運営を可能にするため、副学長の職務を「学長を助け、命を受けて校務をつかさどる」に改めたこと。

(2) 教授会の役割の明確化(第93条関係)

教授会については、これまで「重要な事項を審議する」と規定されてきたが、教授会は、教育研究に関する事項について審議する機関であり、また、決定権者である学長等に対して、意見等を述べる関係にあることを明確にするため、以下のとおり改正を行った。

① 教授会は、学生の入学、卒業及び課程の修了、学位の授与その他教育研究に関する重要な事項で教授会の意見を聴くことが必要であると学長が定めるものについて、学長が決定を行うに当たり意見を述べることとしたこと。(第93条第2項)

② 教授会は、学長等がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べるができることとしたこと。(第93条第3項)

12

6. 監査のPDCA

○ 継続性

○ フォローアップ

13

◆ 内部監査の進め方(PDCA)



7. これからの監査の視点

○ 教育・研究・社会貢献からの視点

○ 経営的視点

○ ステークホルダーからの視点

15

◆ ステークホルダーからの視点

労働安全衛生法第66条の8の3 平成31.4.1改正施行

事業者は、第66条の8第1項又は前条第1項の規定による面接指導を実施するため、厚生労働省令で定める方法により、労働者(次条第1項に規定する者を除く。)の労働時間の状況を把握しなければならない。

労働基準法第97条第7項 平成31.4.1改正施行

使用者は、第1項から第3項までの規定による有給休暇の日数のうち5日については、基準日から1年の期間以内に、労働者ごとにその時季を定めることにより与えなければならない。

専修大学教員就業規則

(勤務及び休憩時間)

第22条 教員の勤務時間及び休憩時間については、専修大学専任教員の勤務等に関する規程の定めるところによる。

(出校の記録)

第23条 教員が授業のために出校した場合は、所定の出講簿に押印し、又は署名しなければならない。

(休講)

第24条 教員が傷病その他のやむを得ない事由により授業を休講する場合は、あらかじめ、その事由及び予定日数を大学に申し出て許可を受けなければならない。ただし、事前の申出がやむを得ない理由によりできなかったときは、事後、速やかに、大学に申し出て承認を受けなければならない。

(補講)

第25条 教員は、休講した場合には、補講を行うものとする。

16

8. 監事としての心構え

17

◆ プロフィール

今野健吾 学校法人専修大学常勤監事

1976(S51).3 専修大学法学部卒

1976(S51).4 専修大学職員

2009(H21).11 学校法人専修大学常務理事(石巻専修大学担当)

2012(H24).11 学校法人専修大学常勤監事(現在に至る)

現在の業務範囲 —— =監事

1・学校法人専修大学(東京都千代田区)

(設置校) 専修大学(東京都千代田区)

石巻専修大学(宮城県石巻市)

2 付属高校

・学校法人専修大学附属高等学校(東京都杉並区)

(設置校) 専修大学附属高等学校

・学校法人専修大学松戸高等学校(千葉県松戸市)

(設置校) 専修大学松戸高等学校

専修大学松戸中学校

専修大学松戸幼稚園

・学校法人北上学園(岩手県北上市)

(設置校) 専修大学北上高等学校

専修大学北上福祉教育専門学校

専修大学北上幼稚園

・学校法人玉名学園(熊本県玉名市)

(設置校) 専修大学玉名高等学校

3 学校法人専修大学が設立する事業会社

・(株)専大センチュリー(東京都千代田区)

(監査役)

18